こんな勧誘や契約は許されません!

不適正な取引行為を指定・禁止



石川県安全安心な消費生活社会づくり条例では、事業者が消費者との間で行う 不適正な取引行為」を 指定・禁止しており、それらの行為があった場合には、県は事業者に対して指導や勧告などを行います。 この不適正な取引行為は5分類からなり、その具体的な行為の内容は規則により50項目定めています。 (平成16年8月1日施行)

